

虐待防止対応規程

社会福祉法人 多満喜会

虐待防止対応規程

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は社会福祉法人多満喜会（以下「法人」とする）が実施する福祉サービスに係る、虐待を防止するための体制を整備することにより、利用者の権利を擁護するとともに、利用者が福祉サービスを適切に利用できるように支援することを目的とする。

(対象とする虐待)

第 2 条 この規程において、「虐待」とは、法人職員がその支援する利用者に対し行う、次に掲げる行為をいう。

- (1) 利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- (2) 利用者にワイセツな行為をすること又は利用者にワイセツな行為をさせること。
- (3) 利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動、その他著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (4) 利用者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、(1)から(3)に掲げる行為と同様の行為の放置など擁護を著しく怠ること。
- (5) 利用者の財産を不当に処分すること、その他当該利用者から不当な財産上の利益を得ること。

(利用者に対する虐待の防止)

第 3 条 法人職員は利用者に対し虐待をしてはならない。

(虐待の通報及び発見)

- 第 4 条 1. 利用者本人及び保護者、職員等からの虐待の通報があるときは、本規程に基づき、対応しなければならない。
2. 法人職員は、虐待を発見した際は、虐待防止受付担当者に通報しなければならない。

第 2 章 虐待防止対応体制

(虐待防止対応責任者)

- 第 5 条 1. 本規程による虐待防止の責任主体を明確にするため、法人に虐待防止対応責任者を設置する。
2. 虐待防止対応責任者は、施設長があたるものとする。

(虐待防止対応責任者の職務)

第 6 条 虐待防止対応責任者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 虐待内容及び原因、解決策の検討
- (2) 虐待防止のための当事者等との話し合い
- (3) 第三者委員への虐待防止対応結果の報告
- (4) 虐待原因の改善状況の当事者（保護者等も含む）及び第三者委員への報告

(虐待防止受付担当者)

- 第 7 条 1. 法人事業の利用者が虐待通報を行いやすくするため、法人に虐待防止受付担当者を設置する。
2. 虐待防止受付担当者は、虐待防止対応責任者が任命する。

3. 法人職員は、虐待防止受付担当者の不在時等に第2条に定める虐待の通報があった場合には、虐待防止受付担当者に代わって通報を受け付けることができる。
4. 前項により虐待の通報を受けた職員は、遅滞なく虐待防止受付担当者にその内容を連絡しなければならない。

(虐待防止受付担当者の職務)

第8条 虐待防止受付担当者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 利用者等からの虐待通報受付
- (2) 職員からの虐待通報受付
- (3) 虐待内容、利用者等の意向の確認と記録
- (4) 虐待内容の虐待防止対応責任者及び第三者委員への報告
- (5) 虐待改善状況の虐待防止対応責任者への報告

(第三者委員)

第9条 第三者委員は、苦情解決規程第四条により定めた者とする。

第3章 虐待防止及び解決

(虐待防止対応の周知)

第10条 虐待防止対応責任者は、重要事項説明書及びパンフレット並びにホームページ等の掲載により、本規程に基づく虐待防止対応について周知を図らなければならない。

(虐待通報の受付)

- 第11条
1. 虐待の通報は、別に定める「虐待通報書」(別紙1)によるほか、様式によらない文書、口頭による通報によっても受け付けることができる。
 2. 虐待防止受付担当者は、利用者からの虐待通報の受付に際して、次の事項を別に定める「虐待通報の受付・経過記録書」(別紙2)に記録し、その内容を虐待通報者に確認する。
 - (1) 虐待の内容
 - (2) 虐待通報者の要望
 - (3) 第三者委員への報告の要否
 - (4) 虐待通報者と虐待防止対応責任者の話し合いへの第三者委員の助言と立会いの要否

(虐待の報告・確認)

- 第12条
1. 虐待防止受付担当者は、受け付けた虐待の内容を虐待防止対応責任者及び第三者委員に報告する。ただし、虐待通報者が第三者委員への報告を希望しない場合はこの限りではない。
 2. 投書等匿名による虐待通報があった場合にも、第三者委員に報告し必要な対応を行う。
 3. 虐待防止受付担当者から虐待通報受付の報告を受け付けた第三者委員は、虐待内容を確認し、別に定める「虐待通報受付報告書」(別紙3)によって、虐待通報者に対して報告を受けた旨を通知する。通知は、原則として虐待通報のあった日から10日以内に行わなければならない。

(虐待解決に向けた協議)

- 第13条
1. 虐待防止対応責任者は、虐待通報の内容を解決するため、虐待通報者との話し合いを実施する。ただし、虐待通報者が同意する場合には、解決策の提示をもって話し合いに代えることができる。
 2. 前項による話し合い又は解決策の提示は、原則として虐待通報のあった日から14日以

内に行わなければならない。

3. 虐待通報者及び虐待防止対応責任者は、必要に応じて第三者委員に助言を求めることができる。
4. 第三者委員は、話し合いへの立会いにあたっては、虐待の内容を確認の上、必要に応じて解決策の調整と助言を行う。
5. 虐待防止対応責任者は、話し合いの結果や改善を約束した事項を別に定める「虐待解決話し合い結果記録書」(様式4)により記録し、話し合いの当事者間及び立ち会った第三者委員に確認する。

(虐待解決に向けた記録・結果報告)

- 第14条
1. 虐待防止対応責任者は、虐待通報受付から解決、改善までの経緯と結果について書面により記録する。
 2. 虐待防止対応責任者は、虐待通報者に改善を約束した事項について、虐待通報者及び第三者委員に対して別に定める「改善結果(状況)報告書」(別紙5)により報告する。報告は、原則として話し合いを終了した日から30日以内に行わなければならない。
 3. 虐待防止対応責任者は、虐待通報者が満足する解決が図られなかった場合には、市区町村の苦情相談窓口及び埼玉県運営適正化委員会等の窓口を紹介するものとする。

(解決結果の公表)

- 第15条
1. 虐待防止対応責任者は、定期的に虐待解決結果及び虐待原因の改善状況を別に定める「虐待受付及び解決状況報告書」(別紙6)により第三者委員に報告する。
 2. 法人事業のサービスの質の向上を図るため、本規程に基づく虐待防止及び解決の対応状況について、個人情報に関する事項を除き、事業報告に記載する。

(虐待防止のための職員等研修)

- 第16条
1. 虐待防止対応責任者は、虐待防止啓発のための定期的な法人職員の研修を行わなければならない。
 2. 研修は障害者に携わる職員以外の従業員等に対しても行うものとする。
 3. 虐待防止対応責任者は虐待防止に関する外部研修会等にも職員を積極的に参加させるよう努める。

(虐待防止委員会の設置)

- 第17条
1. 虐待防止対応責任者は、施設内における虐待防止を図るため、虐待防止委員会を設置しなければならない。
 2. 虐待防止委員会は、年1回以上又は適宜開催することとする。
 3. 虐待防止委員会の委員長は、虐待防止対応責任者とする。委員は必要のある員数とする。
 4. 必要のある場合は第三者委員、法人役員、栄養士等を委員に加えることができる。
 5. 虐待防止委員は、日頃より虐待防止の啓発に努めなければならない。

(権利擁護のための成年後見制度)

- 第18条
- 虐待防止対応責任者は、障害者の人権等の権利擁護のため、成年後見制度の利用を障害者本人及びその保護者等に啓発する。

附 則

この規程は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

様式2

虐待通報受付・経過記録書

(虐待防止受付担当者記入)

受付日	平成 年 月 日()	虐待の発生時期	年 月 日	受付NO.	想定原因 <input type="checkbox"/> 怪我等 <input type="checkbox"/> 職員の態度・言動 <input type="checkbox"/> 支援の内容 <input type="checkbox"/> 権利侵害 <input type="checkbox"/> その他()
記入者		虐待の発生場所			対応経過
通報者	(フリガナ) 氏名	本人、親子、 その他()	住所	TEL	
	利用者との 関係				
通報者が本人以外の場合は、利用者の氏名、年齢、性別、連絡先を記入					
虐待の内容等					解決策
備考					結果
通報者の要望	<input type="checkbox"/> やめてほしい <input type="checkbox"/> 回答がほしい <input type="checkbox"/> 調査してほしい <input type="checkbox"/> 改めてほしい <input type="checkbox"/> 対応してほしい その他()				
通報者への確認	第三者委員への報告の要否 要 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 確認欄()				
	話し合いへの第三者委員の助言、立ち会いの要否 要 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 確認欄()				

虐待通報受付報告書

(第三者委員→被虐待者等)

平成 年 月 日

(被虐待者等)

様

(第三者委員名)

印

虐待防止受付担当者から下記のとおり虐待受付(受付NO.)についての報告がありましたことを報告いたします。

記

虐待の通報日	平成 年 月 日 ()	虐待通報者名	
虐待の発生時期		利用者との関係	本人、親、子 その他()
虐待 の 内 容			

虐待解決話し合い結果記録書

平成 年 月 日

【記録者:虐待通報受付担当者氏名】

虐待通報者(被虐待者)氏名:

(利用者本人でない場合の代理人氏名:)

虐待防止対応責任者氏名:

【虐待の内容に関する被虐待者等の意見・希望】

【虐待の内容に関する虐待防止対応責任者の意見・対応策】

【虐待の内容に関する第三者委員の意見・解決策】

【改善を約束した内容】

【話し合いが不調となった原因・意見の相違点】

(次回話し合いの日時:平成 年 月 日() 時 分~)

被虐待者(代理人)氏名:

印

改善結果(状況)報告書

(虐待防止対応責任者→虐待通報者、第三者委員)

平成 年 月 日

(虐待通報者)(被虐待者)
(第三者委員)

様

(虐待防止対応責任者名)

印

平成 年 月 日付の虐待(受付NO.)については、下記のとおり
改善いたしましたことを報告いたします。

記

虐待内容

改善結果

虐待受付および解決状況報告書

平成 年 月 日

殿

報告の期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

報告者（虐待受付担当者）氏名：

受 付 状 況	解 決 状 況
受付年月日： 被虐待者氏名： 被虐待者住所： 苦情の内容：	解決状況：
受付年月日： 被虐待者氏名： 被虐待者住所： 苦情の内容：	解決状況：
受付年月日： 被虐待者氏名： 被虐待者住所： 苦情の内容：	解決状況：
受付年月日： 被虐待者氏名： 被虐待者住所： 苦情の内容：	解決状況：

社会福祉法人多満喜会 虐待防止委員会

(委員会の目的)

第 1 条 虐待防止委員会は、利用者の安全と人権保護の観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、定期的に又は適時、委員会を開催し、虐待の防止に努めることを目的とする。

(委員会委員の選出)

第 2 条 委員は以下のとおりとする。

- (1) 委員長は、管理者とする。
- (2) 委員には、事務長、支援部長、看護師、支援主任を加える。
- (3) 委員には、必要ある場合に第三者委員、法人役員、栄養士等を加えることができる。

(委員会の開催)

第 3 条 委員会の開催を次のとおりとする。

- (1) 委員会は、年 1 回以上又は適宜開催することとする。
- (2) 会の開催の必要があるときは、委員長が招集し開催する。

(委員会の実施)

第 4 条 委員会は次のとおり実施する。

- (1) 「倫理綱領」及び「知的障がいのある方を支援するための行動規範」を職員に周知し、規範とするよう啓発する。
- (2) 「虐待の分類」について職員に周知し、定期的な見直しを行い、疑いのある項目を追加していく。
- (3) 「虐待を早期に発見するポイント」に従い、「虐待発見チェックリスト」結果による調査を必要あるごとに実施する。
- (4) 上記の実施した調査の結果、虐待や虐待のおそれがあるときは、虐待防止受付担当者に報告する。
- (5) 虐待防止に係る研修を年 1 回以上行うこととする。
- (6) 事故等の問題が虐待につながるような場合は、虐待防止委員会において対応する。
- (7) その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規程等の見直しを行うこととする。

(委員会の責務)

第 5 条 1. 委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指さなければならない。

2. 委員は、日頃より社会福祉法・知的障害者福祉法のみならず障害者総合支援法や障害者の権利宣言等の知識の習得に努めるだけでなく、人格（アイデンティティー）の向上にも努めるものとする。

3. 委員会の委員長・委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求めたり、指導することとする。

(委員会の委員) 管理者
事務長
支援部長
看護師
支援主任

虐 待 の 分 類

虐待の種類	内 容	具 体 例
身体的虐待	暴力的行為などで、身体にアザ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 殴る、蹴る、平手打ちをする、叩く、つねる、踏みつける、髪・耳・鼻等を強く引っ張る、やけどや打撲をさせる。 ・ 布団蒸しにする、濡れさせる。 ・ 異物を飲ませたり、食させる。 ・ 無理やり飲食を強要したり、口に押し込む。 ・ 利用者の食事やおやつを与えず、職員が食したりすること。 ・ 押し倒したり、突き倒したり、投げ飛ばす。 ・ 引きずる、衣服をつかんで強制する。 ・ 首根っこをつかむ、頭を押さえつけ ・ 自傷・他傷行為の放置。 ・ 部屋等に長時間閉じ込める。 ・ 居室に長時間入れず、寝かせないような行為。 ・ 長時間の正座 ・ 罰としての減食。 ・ 施設からの閉め出し。 ・ ホース等で水をかける。 ・ 傷等の治療の放置。 ・ 服薬の放置。 ・ 部屋の暖房や冷房を止める。 ・ ベッド等に縛り付けるなどの身体拘束、意図的に薬(精神薬等)を過剰に服用させたりして抑制する。 <p style="text-align: right;">／等</p>
心理的虐待	脅かしや強迫、侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的に苦痛を与えること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排泄の失敗等を嘲笑したり、それを話すなど利用者に恥をかかせる。 ・ 怒鳴る、脅かし、ののしる、自尊心を傷つける言葉、怯えさせるような言葉、悪口をいう。(「馬鹿」「あほう」「死ね」「まぬけ」「役立たず」「のろま」等) ・ 侮辱をこめて幼児のように扱う。 ・ 差別的に扱う。 ・ 利用者の差別的な物まね。 ・ 利用者が話しかけているのを意図的に無視する。 ・ 利用者の大事にしているものを隠す、捨てる、壊す等 <p style="text-align: right;">／等</p>

虐待の種類	内 容	具 体 例
性的虐待	本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排泄の失敗に対して懲罰的に下半身等を裸にして放置する。 ・ キス、性器への接触、セックスの強要・教唆。 ・ 性器や性交をみせる。 ・ 性的暴行。 ・ ポルノグラフィーを見せたり、被写体などを強要する。 <p style="text-align: right;">／等</p>
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。 ・ 本人の持ち物等を無断で廃棄したりすること。 ・ 本人の財産等を本人に無断で売却す ・ 年金や預貯金を本人の意思、利益に反して利用する。 <p style="text-align: right;">／等</p>
介助の放棄	意図的であるか、結果的であるかを問わず、支援や介助を法人職員が、そのサービス提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や、利用者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入浴させず異臭がする。 ・ 入浴時に洗体を行わない。 ・ 衣服の交換をさせない。 ・ 失便・失禁等の処理をせず放置する。 ・ 髪が伸び放題だったり、皮膚が著しく汚れている。 ・ 水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。 ・ 室内にゴミを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる。 ・ 利用者本人が必要とする支援・介助、医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わない。 ・ 疾患等により食事制限等が必要な利用者に対し、制限を設けず飲食させ続ける。 <p style="text-align: right;">／等</p>

虐待を早期に発見するポイント

施設内での虐待は、ある意味社会から隔離された密室の中で起こるといっても過言ではないでしょう。このことから周りからは中々発見しにくいものもあり、法人・施設とも虐待防止の観点から、職員の資質向上のための様々な研修、障害福祉の理念の理解を深めていかなければならないが、虐待が起こる以前の対策として虐待につながる様な支援が行われていることが、利用者は勿論であるが職員からもその問題が提起されてこなければ、防止はできないと考えている。

職員は当然利用者の自立支援を第一義に利用者の立場に立った支援に心掛けなければならない。

ここでは、虐待を防止する上で重要な、早期発見ポイントの利用者からのサインをあげている。

利用者からのサイン：疑は、虐待が強く疑われる。

調は、調査、確認を要する。

① 身体的虐待を受けている利用者の身体面、行動面にみられるサイン。

疑 説明のつかない小さな傷が頻繁にみられる。

疑 腿の内側や上腕部の内側、背中などにアザやミミズ腫れがある。

疑 頭、顔、背中などに傷がある。

疑 臀部や手のひら、背中などにやけどの傷がある。

疑 特別な身体障害や疾患がないにも関わらず、急にぐったりしている。

疑 傷やアザがあると思われるが、必要以上に見せたがらない。

疑 不自然な歩行や座位を保つことが困難になる。

調 「施設にいたくない」「蹴られる」等の訴えがある。

調 傷やアザに関する説明のつじつまがあわない。

調 一定の職員に対して避けたり、怯えるなどの表情等がみられる。

調 失便や失禁が増えた。

調 自傷や他傷が多くなった。

調 表情・行動が落ち着かず、多動となった。

調 日課等の参加を拒否し、居室から出ようとしない。

調 衣服が破れたり、ちぎれたりしている。

- ② 心理的虐待を受けている利用者の身体面、行動面にみられるサイン
- 疑 食欲の変化、摂食障害（過食、拒食）がみられる。
 - 疑 掻きむしり、噛みつき、ゆすり等がみられる。
 - 疑 不規則な睡眠（悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠など）の訴えや状態がある。
 - 調 過度の恐怖心、怯えを示す。
 - 調 強い無力感、あきらめ、なげやりな態度がみられる。
 - 調 家への電話の要求が極端に増えたり、保護者の面会や外泊要求が強くなる。
 - 調 頭痛や腹痛等の訴えが多くなった。
 - 調 今までに無かった行動や言動が多くなった。
 - 調 利用者本人の持ち物や大事にしているものが無くなった等の訴えがある。
 - 調 表情に覇気が無く、塞ぎこむことが多く見られるようになった。
 - 調 体重が不自然に増えたり、減ったりする。
 - 調 泣く、わめく、叫ぶなどの症状がみられる。
- ③ 性的虐待を受けている利用者の身体面、行動面にみられるサイン
- 疑 肛門や女性性器に出血や傷が見られたり、性器に痛みやかゆみがあるなど普段と違った訴えがある。
 - 疑 「胸にさわられた」「裸にされた」等の訴えがある。
 - 調 一定の男性職員が女性利用者の支援に関わっていることが多くみられる。
 - 調 一定の女性職員が男性利用者の支援に関わっていることが多くみられる。
 - 調 男性職員が女性の下着を扱っている等の訴えがある。
 - 調 不自然な歩行や座位を保つことが困難になる。
- ④ 経済的虐待を受けている利用者の身体面、行動面にみられるサイン
- 調 知らない間に預貯金が引き出されたといった訴えがある。
 - 調 預かり金の残高の減り方が異常に早いと思われるとき。
 - 調 預かり金の残高が合わないことが多い職員。
 - 調 ジュース購入日にジュースを飲んでいないといった訴えがある。

⑤ 支援・介助の放棄・放任を受けている利用者の身体面、環境面にみられるサイン

疑 居室が極端に非衛生的、あるいは異臭が酷い。

疑 濡れたままの下着をつけたままである。

調 寝具や衣類が汚れたままであることが多い。

調 病院薬等を服薬しているにも関わらず、検査データが改善せず、悪化している。

調 利用者から「聞いてくれない」「相手をしてくれない」等の訴えがある。

⑥ 支援者のサイン

疑 利用者に対し暴言を吐く。

調 利用者に対して冷淡な態度や無関心さがみられる。

調 利用者の支援や介助に対する拒否的な発言がしばしばみられる。

調 上司や同僚の助言を聞き入れず、不適切な支援方法のこだわりがみられる。

調 利用者の健康や疾患に関心が無く、知識や技術が身につかない。

調 利用者に対し、過度に乱暴な口の利き方をする。

調 利用者のプロフィールに関し、覚えていない。

調 利用者に対し横暴な態度がみられる。

調 直接処遇に関わっている場面が極端に少ない。

調 上司や保護者との接触を避けていることが多い。

調 職員研修の参加時に私用が多い。(不参加)

調 他の職員に交じらず、1人でいることが多い。

調 常に周囲を気にしているようなそぶりが多い。

調 ケース記録等に不備が多い。

調 報告・連絡が粗雑であったり行わない。

調 遅刻・早退・欠勤が増えた。

虐待発見チェックリスト

虐待が疑われる場合の「サイン」として、以下のものがあります。複数のものにあてはまると、疑いの度合いはより濃くなってきます。これらは、あくまで例示であるので、これ以外にも様々な「サイン」があることを認識すること。

【身体的虐待のサイン】

チェック欄	サ イ ン 例
	説明のつかない小さな傷が頻繁にみられる。
	腿の内側や上腕部の内側、背中などにアザやミミズ腫れがある。
	頭、顔、背中などに傷がある。
	臀部や手のひら、背中などにやけどの傷がある。
	特別な身体障害や疾患がないにも関わらず、急にぐったりしている。
	傷やアザがあると思われるが、必要以上に見せたがらない。
	不自然な歩行や座位を保つことが困難になる。
	「施設にいたくない」「蹴られる」等の訴えがある。
	傷やアザに関する説明のつじつまがあわない。
	一定の職員に対して避けたり、怯えるなどの表情等がみられる。
	失便や失禁が増えた。
	自傷や他傷が多くなった。
	表情・行動が落ちつかず、多動となった。
	日課等の参加を拒否し、居室から出ようとしない。
	衣服が破れたり、ちぎれたりしている。

【心理的虐待のサイン】

チェック欄	サ イ ン 例
	食欲の変化、摂食障害(過食、拒食)がみられる。
	掻きむしり、噛みつき、ゆすり等がみられる。
	不規則な睡眠(悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠など)の訴えや状態がある。
	過度の恐怖心、怯えを示す。
	強い無力感、あきらめ、なげやりな態度がみられる。
	家への電話の要求が極端に増えたり、保護者の面会や外泊要求が強くなる。
	頭痛や腹痛等の訴えが多くなった。
	今までに無かった行動や言動が多くなった。
	利用者本人の持ち物や大事にしているものが無くなった等の訴えがある。
	表情に覇気が無く、塞ぎこむことが多く見られるようになった。
	体重が不自然に増えたり、減ったりする。
	泣く、わめく、叫ぶなどの症状がみられる。

【性的虐待のサイン】

チェック欄	サイン例
	肛門や女性性器に出血や傷が見られたり、性器に痛みやかゆみがあるなど普段と違った訴えがある。
	「胸をさわられた」「裸にされた」等の訴えがある。
	一定の男性職員が女性利用者の支援に関わっていることが多くみられる。
	一定の女性職員が男性利用者の支援に関わっていることが多くみられる。
	男性職員が女性の下着を扱っている等の訴えがある。
	不自然な歩行や座位を保つことが困難になる。

【経済的虐待のサイン】

チェック欄	サイン例
	知らない間に預貯金が引き出されたといった訴えがある。
	預かり金の残高の減り方が異常に早いと思われるとき。
	預かり金の残高が合わない事が多い職員。
	ジュース購入日にジュースを飲んでいないといった訴えがある。

【ネグレクトのサイン】（自己放任も含む）

チェック欄	サイン例
	居室が極端に非衛生的、あるいは異臭が酷い。
	濡れたままの下着をつけたままである。
	寝具や衣類が汚れたままであることが多い。
	病院薬等を服薬しているにも関わらず、検査データが改善せず、悪化している。
	利用者から「聞いてくれない」「相手をしてくれない」等の訴えがある。

【支援者の態度にみられるサイン】

チェック欄	サイン例
	利用者に対し暴言を吐く。
	利用者に対して冷淡な態度や無関心さがみられる。
	利用者の支援や介助に対する拒否的な発言がしばしばみられる。
	上司や同僚の助言を聞き入れず、不適切な支援方法のこだわりが見られる。
	利用者の健康や疾患に関心が無く、知識や技術が身につかない。
	利用者に対し、過度に乱暴な口の利き方をする。
	利用者のプロフィールに関し、覚えていない。
	利用者に対し横暴な態度がみられる。
	直接処遇に関わっている場面が極端に少ない。
	上司や保護者との接触を避けていることが多い。
	遅刻・早退・欠勤が増えた。
	職員研修の参加時に私用が多い。（不参加）
	他の職員に交わらず、1人であることが多い。
	常に周囲を気にしているようなそぶりが多い。
	ケース記録等に不備が多い。
	報告・連絡が粗雑であったり行わない。

別添 2

虐待防止対応責任者・第三者委員の職務等

I 虐待防止対応責任者

虐待防止の責任主体を明確にするため、施設長等を虐待防止対応責任者とする。

II 虐待防止受付担当者

- サービス利用者が虐待の申し出をしやすい環境を整えるため、職員の中から虐待防止受付担当者を任命する。
- 虐待防止受付担当者は以下の職務を行う。
 - ア 利用者からの虐待通報の受付
 - イ 虐待内容、利用者の意向等の確認と記録
 - ウ 受け付けた虐待内容及びその改善状況等の虐待防止対応責任者への報告。必要あるときは、第三者委員へも報告する。

III 第三者委員

虐待防止に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を設置する。

- 設置形態
 - ア 事業者は、自らが経営するすべての事業所・施設の利用者が第三者委員を活用できる体制を整備する。
 - イ 虐待防止の実効性が確保され客観性が増すのであれば、複数事業所や複数法人が共同で設置することも可能である。
- 第三者委員の要件
 - ア 虐待防止及び解決を円滑・円満に図ることができる者であること。
 - イ 世間からの信頼性を有するものであること。(評議員、監事又は監査役、社会福祉士、民生委員・児童委員、弁護士など)
- 人数
 - 第三者委員は、中立・公正性の確保のため、複数であることが望ましい。その際、即応性を確保するため個々に職務に当たることが原則であるが、委員相互の情報交換等連携が重要である。
- 選任方法
 - 第三者委員は、経営者の責任において選任する。
 - ア 理事会が選考し、理事長が任命する。
- 職務
 - ア 虐待防止受付担当者からの受け付けた虐待内容の報告聴取を行う。
 - イ 虐待内容の報告を受けた旨の苦情申出人への通知
 - ウ 利用者からの虐待の直接受付
 - エ 虐待通報申出人への助言
 - オ 事業者への助言
 - カ 虐待通報申出人と虐待防止対応責任者の話し合いへの立会い、助言。
 - キ 虐待防止対応責任者からの虐待に係る事案の改善状況等の報告聴取。